

## 「ネットでかんたん保険（熱中症プラン）」 重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。  
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

### この保険のあらまし（契約概要のご説明）

この保険は、イオンフィナンシャルサービス株式会社を団体保険契約者とし、加入を依頼いただいたイオンフィナンシャルサービス株式会社のカード会員 ご本人を被保険者ご本人とする団体保険契約です。

商品の仕組み	「ネットでかんたん保険（熱中症プラン）」は、ウェブサイトから加入・解約等の各種お手続きを行っていただくことを前提とした、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットした保険です。								
保険契約者	イオンフィナンシャルサービス株式会社								
保険期間	ウェブサイトでの加入手続きが完了した日の翌日午前0時から2024年7月1日午後4時までとなります。実際の保険期間につきましては、加入時にご案内する専用サイトにてご確認ください。（加入後に送付する電子メールに添付のURLより、ご登録のメールアドレスとパスワードでログインいただけます。） この保険契約は2年度目以降、満期日までに上記専用サイトにて継続中止（脱退）のお手続きが完了していない場合には、保険期間を1年間として「加入内容の確認」画面に記載のご契約内容で自動継続させていただきます。満期日約2か月前にご登録のメールアドレス宛に「自動継続のご案内」※を送付します。 ※満期日2か月前を経過した後新規に加入される場合には、「自動継続のご案内」は送付しませんのでご了承ください。 お客さまから損保ジャパンへ、または損保ジャパンからお客さまへ特段の申し出（通知）がないかぎり、被保険者ご本人の年齢が保険期間の末日において満75歳となるまで、保険契約をご継続いただくことができます。								
引受条件（保険金額等）	ウェブサイト上の加入手続き画面にてご確認ください。								
加入対象者	イオンフィナンシャルサービス株式会社のカード会員の皆さま								
被保険者 （保険の対象となる方）	カード会員ご本人を被保険者ご本人とし、各プラン・型ごとに以下の範囲の方を補償します。 被保険者ご本人は、新規に加入いただく場合は満20歳から満69歳（継続加入の場合は満75歳）までの方にかぎります。 <b>《 被保険者の範囲 》</b>								
	型	家族型	家族型 （配偶者なし）						
	プラン・補償内容	ご家族全員	被保険者ご本人 + 配偶者を除くご家族						
	熱中症プラン								
	<p>（注）「被保険者ご本人」「配偶者」「ご家族全員」とは、それぞれ次の方をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・被保険者ご本人</td> <td>カード会員ご本人</td> </tr> <tr> <td>・配偶者</td> <td>被保険者ご本人の配偶者</td> </tr> <tr> <td>・ご家族全員</td> <td>①被保険者ご本人、②被保険者ご本人の配偶者、 ③その他のご家族（被保険者ご本人またはその配偶者の⑦同居のご親族、④別居の未婚のお子さま〔婚姻歴のない方〕）</td> </tr> </table>			・被保険者ご本人	カード会員ご本人	・配偶者	被保険者ご本人の配偶者	・ご家族全員	①被保険者ご本人、②被保険者ご本人の配偶者、 ③その他のご家族（被保険者ご本人またはその配偶者の⑦同居のご親族、④別居の未婚のお子さま〔婚姻歴のない方〕）
・被保険者ご本人	カード会員ご本人								
・配偶者	被保険者ご本人の配偶者								
・ご家族全員	①被保険者ご本人、②被保険者ご本人の配偶者、 ③その他のご家族（被保険者ご本人またはその配偶者の⑦同居のご親族、④別居の未婚のお子さま〔婚姻歴のない方〕）								
保険料払込方法	<p>○初回保険料につきましては、保険責任開始月の翌々月2日にクレジットカードご利用代金として、お客さまご指定の預金口座から振替（引落し）となります。それ以降、毎月2日が振替日となります。（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。） ○毎月の振替日の前日までに、ご指定の口座に必要残高をご用意くださいますようお願いいたします。クレジットカード会社（団体保険契約者）からカードの利用ができない旨の連絡があった場合は、この保険は解約（脱退）となります。</p>								
お手続き方法	イオンフィナンシャルサービス株式会社のウェブサービスにログインのうえ、ウェブサイトの案内に従ってお手続きください。（別途、書面等による手続きは不要です。）								
中途加入 中途脱退	<p>○この保険は、年間を通じて随時中途加入可能です。上記「保険期間」に記載のとおり、ウェブサイトでの加入手続きが完了した日の翌日午前0時から補償を開始します。保険料は月割計算となり、加入日の属する初月については、加入日にかかわらず1か月分の保険料をお払い込みいただけます。</p> <p>○保険期間の途中で解約（脱退）をご希望される場合は、加入時にご案内する専用サイトにてお手続きください。（加入後に送付する電子メールに添付のURLより、ご登録のメールアドレスとパスワードでログインいただけます。） 加入プランの変更をご希望される場合には、一度解約（脱退）手続きをいただいたうえで、新たにご加入の手続きを行ってください。</p> <p>○専用サイトにて解約（脱退）のお手続きをされた場合、お手続きが完了した日の属する月の翌月1日が解約（脱退）日となり※、解約（脱退）日の午後4時に補償が終了します。</p> <p>※ただし、毎月1日の午前0時以降、午後4時より前にお手続きが完了した場合、同日が解約（脱退）日となります。</p>								
その他	<p>○この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。</p> <p>○カードを解約されるなど、カード会員の資格を喪失された場合は、この保険の継続はできませんので、ご注意ください。</p> <p>○この保険の加入にあたって医師の診査等の手続きは不要です。</p>								

## 補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない場合は次のとおりです。なお、主な場合のみを記載していますので、詳しくは、ウェブサイト上の加入手続き画面に掲載の「普通保険約款・特約」をご覧ください。また、「ネットでかんたん保険(熱中症プラン)」では、すべてのプランにおいて**病気の補償はありません**。

### 熱中症プラン(一般傷害)

日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ<sup>(※)</sup>をされた場合等に、保険金をお支払いします。

「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<b>死亡保険金</b>	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑫オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 など
<b>後遺障害保険金</b>	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	
<b>入院保険金</b>	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	
<b>手術保険金</b>	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	
<b>通院保険金</b>	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
<b>傷害(国内外補償)</b>	<b>【被害事故による保険金追加支払】</b> 被害事故によりケガをされ、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする場合、お支払いする死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金の額が2倍となります。	

## 用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更とすることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. 加入時における注意事項(告知義務等)

<告知義務等>

●ご加入の際はウェブサイト上の加入手続き画面の回答内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●ウェブサイト上の加入手続き画面の回答内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●加入者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ウェブサイト上の加入手続き画面の回答事項とすること等によって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

★被保険者ご本人のご職業(お引受けできない特定のご職業に該当しないこと)

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。告知事項について、事実を告知されなかった場合または事実と異なることを告知された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金の受取人を指定することはできません。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

○ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約された場合

○ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

<その他ご継続時における注意事項>

●保険責任開始日(保険期間の初日)以降に料率改定等を行ったときは、ご継続時に保険料等を変更します。なお、これらの改定を実施する場合には、満期日約2か月前にご登録のメールアドレス宛に送付する「自動継続のご案内」にてお知らせします。

●保険金請求事故が多発した場合などは、損保ジャパンまたは取扱代理店よりご連絡のうえ、継続を中止させていただくことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始日より前に発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日より前に発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対して保険金をお支払いします。

### 3. 加入後における留意事項(通知義務等)

●この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフェリーを含みます)、力士、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有するご職業

●ウェブサイト上の加入手続き画面にて登録いただいた住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく加入時にご案内する専用サイトにて変更の手続きを行ってください。(加入後に送付する電子メールに添付のURLより、ご登録のメールアドレスとパスワードでログインいただけます。)

●ご加入内容(プラン)の変更をご希望される場合には、上記専用サイトにて一度解約(脱退)手続きをいただいたうえで、新たに加入の手続きを行ってください

い。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または持病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

#### 4. 責任開始期

保険責任は、ウェブサイトでの加入手続きが完了した日の翌日午前0時から始まります。

#### 5. 事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに【事故サポートセンター(0120-727-110) <受付時間:24時間・365日>】までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度等が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンカスタマーセンターまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、加入の保険証券等をご確認ください。

#### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」に記載の【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

#### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

●保険期間の途中で解約(脱退)をご希望される場合は、ご加入時にご案内する専用サイトにてお手続きください。(ご加入後に送付する電子メールに添付のURLより、ご登録のメールアドレスとパスワードでログインいただけます。)。解約(脱退)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、本契約には解約返れい金はありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンカスタマーセンターまでお問い合わせください。

●カードを解約された等によりカード会員資格を喪失された場合や、クレジットカード会社(団体保険契約者)からカードの利用ができない旨連絡があった場合は、ご契約は解約(脱退)となりますので、あらかじめご了承ください。なお、解約日は原則として損保ジャパンが会員資格の喪失等を確認できた月の翌月1日となります。(補償は解約日の午後4時までとなります。)

#### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金や解約返れい金等の8割まで補償されます。ただし、破綻時から3か月までに発生した事故の保険金は全額が補償されます。(団体総合保険(ケガプラン)の場合のみ、破綻後の経過期間にかかわらず保険金や解約返れい金等の9割までが補償されます。)

#### 9. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、加入ください。

**お問い合わせ先（相談・苦情・連絡窓口等） ※おかけまちがいにご注意ください。**

- 取扱代理店      イオン保険サービス株式会社      〒261-8515 千葉市美浜区中瀬1-5-1 イオンタワー20階  
電話：0120-003-227 受付時間 9時～17時（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）
- 引受保険会社   損害保険ジャパン株式会社   〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
カスタマーセンター   電話：0120-221-137 受付時間（平日）9時～18時（土曜、日曜、祝日、12/31～1/3を除きます。）
- 団体契約者      イオンフィナンシャルサービス株式会社      〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-22 テラスクエア
- 指定紛争解決機関  
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
**一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター**  
〔ナビダイヤル〕0570-022808 <通話料有料>  
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに【事故サポートセンター（0120-727-110）<受付時間：24時間・365日>】までご連絡ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- この重要事項説明の補償内容は、概要を説明したものです。詳細につきましては、約款等に記載していますので、必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください。（公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
- ご加入内容は、加入者専用サイトの「ご本人さま認証」画面にて、ご確認ください。

SJ23-02415(令和5年5月30日)